

# 改正女性活躍推進法等及びパートタイム・有期雇用労働法の 対応はお済みですか？ ～「予約制個別相談会」を実施中！～

令和2年9月18日

事業主に改正法の説明をする雇用環境・均等室職員(奥)



予約制個別相談会の様子

このたび茨城労働局では、改正女性活躍推進法及びパートタイム・有期雇用労働法等の法改正に関する事業主の皆さまの疑問解消を目的として相談会を実施しています。

新型コロナウイルス感染症対策として「密な状態」を避けるため、「予約制個別相談会」としております。

ハラスメント対策等を盛り込んだ就業規則の改訂のアドバイスや、社内の同一労働同一賃金の考え方など、皆さまの個別具体的な相談にもきめ細かく対応致しますので、是非「予約制個別相談会」をご活用ください！

- 「予約制個別相談会」の詳しい内容や申込票は[こちら](#)！
- 【改正法概要に関する解説動画】  
～視聴も、資料のダウンロードも**無料**！是非こちらもご活用ください～
  - ◆ [「パートタイム・有期雇用労働法」～同一労働同一賃金～](#)
  - ◆ [「女性活躍推進法、労働施策総合推進法」～女性活躍、パワハラ対策～](#)
- 参考  
各改正法の概要及び施行時期について、[こちら](#)をご覧ください。

【お問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL:029-277-8295